

国民健康保険における子どもの均等割免除を求める意見書

誰もが安心して子育てできる環境の実現が求められており、国民健康保険の充実についても同様である。全国知事会では2025年7月に「国民健康保険の子どもに係る均等割保険料の軽減措置対象の18歳までの引上げ及び軽減割合の拡充を図ること」を提言した。全国市長会も6月に「子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度について、対象年齢や軽減割合を拡大するとともに、その財源については、国において措置すること」を重点提言としている。同じく、全国町村会も「子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置については、国の負担割合を引き上げるとともに、対象範囲を拡大すること」を2026年度の要望としている。

国民健康保険の均等割は年齢や所得と関係なく、世帯の人数で負担増となり、子育て家庭の負担が大きく、国も2022年度から国負担2分の1で均等割の5割軽減制度を導入している。この法定軽減に加えて国民健康保険料の独自減免（未就学児均等割10割減免、18歳までの5割から10割減免など）を実施している市町村も多い。

子育て世帯の負担軽減のためにも、子どもの範囲を限定せず18歳未満の均等割保険料を免除するよう、財源も含めて国の制度とすることを求める。

以上のことから、次の事項について強く要望する。

- 1 子育て世帯の負担軽減に向けて、国民健康保険の18歳未満の子どもの均等割保険料を国の制度として免除すること。
- 2 国の責任と財政において必要な措置を講じ、早期に国民健康保険の子育て世帯の負担軽減を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月17日

甲府市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
厚生労働大臣 内閣府特命担当大臣（子ども政策 少子化対策 若者活躍
男女共同参画）